

耕地災害復旧申請書

確約事項

- ・法定地元負担金は、町の指定した期日までに納入します。
- ・災害復旧工事の期間は3年とし、施工時期が次年度以降になっても異議申し立てしません。また、耕作できない期間の補償は求めません。
- ・工事に伴う資材搬入路、隣接者の用地承諾及び立木補償については責任をもって処理します。
- ・工事着手まで被災箇所の現況の変更についてしません。
- ・一度申請した工事は途中で取り下げません。
- ・申請した箇所以外の工事は求めません。
- ・設計内容については一切異議申し立てはしません。
- ・測量等に支障がでないよう被災箇所及びその周辺の草刈りを申請者の責任で行います。
- ・その他諸問題が起きた場合は、私が工事完了まで責任をもって処理します。

以上確約します

令和 年 月 日 発生

☐梅雨前線豪雨

☐地震

☐干害

☐台風 号

☐火山噴火の降灰

災害で被害を受けたので上記確約書を承諾し、災害復旧事業を申請します。

農地 (☐田 ☐畑)

施設 (水路 (☐用水路 ☐用排水 ☐排水路)

☐頭首工 ☐ため池 ☐農道 ☐農道橋)

令和 年 月 日

九重町長 日野康志 殿

住 所

行政区

氏 名

印

連絡先

調 査 日	
調 査 員 氏 名	
Hec-Eye番号	
受 付 番 号	
受 付 者	

1.被災地所有者の承諾 ※本人であれば記入不要

所有者氏名 ⑩	連絡先

2.隣接所有者及び搬入に係る所有者の承諾

所有者氏名 ⑩	連絡先

3.関係者(共同利用者)水路(用水・用排水・排水)、頭首工、ため池、農道、農道橋

※申請者以外 2 人以上記入

所有者氏名 ⑩	連絡先